

「特定外来生物の防除等に関する行政評価・監視」

結果の公表

関係資料

四国行政評価支局

## 関係資料目次

資料1	特定外来生物一覧（平成25年9月1日現在）	1
資料2-①	中国四国地方環境事務所、香川県及び徳島県による両県内における特定外来生物の分布の把握状況	2
資料2-②	特定外来生物の写真	3
資料3-①	徳島県における確認制度活用状況	4
資料3-②	実地調査した市町におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画の内容とその適合状況 等	4
資料3-③	中国四国地方環境事務所におけるアライグマ防除モデル事業及び「行政担当者のためのアライグマ防除体制の手引き」入手状況及び入手希望の状況	5
資料3-④	香川県内におけるアライグマの捕獲状況	6
資料4-①-i	香川県及び徳島県においてセアカゴケグモの発見例	7
資料4-①-ii	香川県内におけるセアカゴケグモの生息拡大状況	8
資料4-②	調査対象とした2県において平成24年度以降に発見されたセアカゴケグモの事例（平成25年8月末まで）と中国四国地方環境事務所による対応状況	9
資料4-③-i	香川県内及び徳島県内の25市町におけるセアカゴケグモに係る住民への周知状況	10
資料4-③-ii	広報紙への掲載例	11
資料4-④	ホームページによるセアカゴケグモに係る注意喚起情報について先進的な取組を行っている福岡県a市町と香川県及び徳島県との比較	12
資料4-⑤	セアカゴケグモに係る国（環境事務所）に対する意見・要望（生息が確認された市町）	12
資料5	国道に生育するオオキンケイギク	13
資料6	池に繁茂するナガエツルノゲイトウ	14
資料7-①	セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可者に対する現地調査結果	15
資料7-②	セイヨウオオマルハナバチ以外の飼養等の許可者に対する現地調査結果	16
資料7-③	標準処理期間（1か月）を超過している飼養等の許可案件の遅延理由	17

## 資料1

## 特定外来生物一覧（平成25年9月1日現在）

分類群	種名
哺乳類 (23種類)	クロギツネ、ハリネズミ属全種、タイワンザル、カニクイザル、アカゲザル、ヌートリア、クリハラリス、タイリクモモンガ、トウブハイイロリス、キタリス、フィンレイソニス、マスクラット、カニクイアライグマ、アライグマ、アメリカミンク、シママンガース、ジャワマンガース、フイリマンガース、シカ亜科全種（アキシスジカ属、シカ属、ダマシカ属、シフザウ）、キヨン
鳥類 (4種類)	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、カオジロガビチョウ、ゾウシチョウ
爬虫類 (16種類)	カミツキガメ、アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、アノリス・アングステイケプス、グリーンアノール、ナイトアノール、ガーマンアノール、アノリス・ホモレキス、ブラウンアノール、ミドリオオガシラ、イヌバオオガシラ、マングローブヘビ、ミニオオガシラ、ボウシオオガシラ、タイワンスジオ、タイワンハブ
両生類 (11種類)	プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ウシガエル、シロアゴガエル
魚類 (13種類)	チャネルキャットフィッシュ、ノーザンパイク、マスキーパイク、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ホワイトバス、ストライプトバス、ヨーロピアンパーク、パイクパーク、ケツギョ、コウライケツギョ
昆蟲類 (8種類)	テナガコガネ属全種、クモテナガコガネ属全種、ヒメテナガコガネ属全種、セイヨウオオマルハナバチ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ
無脊椎動物 (20種類)	キョクトウサソリ科全種、ジョウゴグモ科のうち2属全種、イトグモ属のうち3種、ゴケグモ属のうち4種（ハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、クロゴケグモ、ジュウサンボシゴケグモ）、ザリガニ類2属全種と2種（アスタクス属全種、ウチダザリガニ／タンカイザリガニ、ラスティークレイフィッシュ、ケラクス属全種）、モクズガニ属全種、カワヒバリガイ属全種、クワッガガイ、カワホトトギスガイ、ヤマヒタチオビ、ニューギニアヤリガタリクウズムシ
植物 (12種類)	ナガエツルノゲイトウ、ブラジルチドメグサ、ボタンウキクサ、アヅラ・クリスター、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオフサモ、スバルティナ・アングリカ、オオカワヂシャ
計107種類	

(注) 環境省の資料により、当局が作成した。

資料 2-①

**中国四国地方環境事務所、香川県及び徳島県による両県内における特定外来生物の分布の把握状況（中国四国地方環境事務所と香川県・徳島県における把握状況の差異）**

種類	特定外来生物名	香川県			徳島県		
		環境省 (事務 所)が 県内で 分布を 確認	県が分 布を確 認	備考	環境省 (事務 所)が 県内で 分布を 確認	県が分 布を確 認	備考
哺乳類	① アライグマ	○	○		○	○	
	② ヌートリア	○	○		×	(△)	県は伝聞のみ
	③ クリハラリス	○	×	県は未確認	○	×	県は未確認
鳥類	④ ソウシチョウ	○	○		○	○	
爬虫類	⑤ カミツキガメ	×	(△)	3匹(いずれも別々の市町で発見され、ペットの逃亡が疑われるもの)	○	○	県は10匹弱を確認し、生息していると判断
両生類	⑥ ウシガエル	○	○		○	○	
魚類	⑦ カダヤシ	○	○		○	○	
	⑧ ブルーギル	○	○		○	○	
	⑨ コクチバス	○	×	県は未確認	○	○	
	⑩ オオクチバス	○	○		○	○	
昆虫類	⑪ アルゼンチンアリ	×	×		○	○	
無脊椎動物	⑫ セアカゴケグモ	○	○		○	○	
植物	⑬ オオキンケイギク	○	○		○	○	
	⑭ オオハンゴンソウ	×	○	県は23年度に確認	○	○	
	⑮ ナルトサワギク	○	○		○	○	
	⑯ オオカワヂシャ	○	○		○	○	
	⑰ ナガエツルノゲイトウ	○	○		○	○	
	⑱ アレチウリ	○	○		○	○	
	⑲ オオフサモ	○	○		○	○	
	⑳ ボタンウキクサ	○	○		○	○	
	㉑ アゾラ・クリスター	○	×	県は交雑種を確認	○	○	
	計	18	16		20	19	

- (注) 1 環境事務所(環境省)、県のいずれかが生息(生育)を確認しているものについて記載した。
- 2 「環境事務所が分布を確認」しているものは、平成21年度までに環境本省において分布を確認したものに加え、中国四国地方環境事務所が現時点で両県において生息(生育)を確認しているものを計上している。また、香川県及び徳島県が分布を確認しているものについては、当局の調査結果による(平成25年9月末現在)。
- 3 太字は、環境事務所(環境省)と両県で生息(生育)の確認状況に差異のあるものを示す。
- 4 カミツキガメについて、香川県(ホームページ)では、生息を確認している特定外来生物として挙げているが、ペットが逃げ出したもの(1匹のみ)と考えられるため、当局の調査結果では、生息を確認しているものからは外した。
- 5 徳島県のホームページ(特定外来生物19種類)では、ヌートリアは生息が確認されているものとして、逆に、コクチバスが生息は確認されていないものとされている。
- 6 △は、生息しているとは判断できないため、それぞれの計には算入していない。

資料2-② 特定外来生物の写真 (環境省ホームページから引用)

	 ©環境省	
 ©環境省		
 提供：一般財団法人 自然環境研究センター		
		
		
		
 提供：財団法人 自然環境研究センター		 提供：財団法人 自然環境研究センター
 ©環境省		

(注) 写真のクレジットに「提供：財団法人自然環境研究センター」とあるものについては、使用にあたり、環境省 自然環境局野生生物課 外来生物対策室（直通 03-5521-8344）まで連絡をお願いします。

### 資料3-①

### 徳島県における確認制度活用状況

徳島県では、侵入初期段階にあるアライグマについて、県が調査・捕獲事業を行う目的で県内全体について防除の確認を受けているが、防除従事者は選任しておらず、今後、被害状況に応じて防除体制の整備が必要である。

さらに、今回、実地調査した2市町 (Da 市町、Db 市町) においても、担当職員は、県が防除の確認を受けていることを承知しておらず、また法による防除の制度（一般的には特定外来生物を生きたまま運搬することは禁止されていること、防除の確認を受けて防除を行う場合はこれが可能なこと等）についての理解が十分でなく、侵入初期段階における対応の重要性についての認識も十分とは言いがたい。両市町を含め、同県内の市町で防除の確認を受けている例はなく、鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲許可によりアライグマの捕獲を行っている状況にある。

また、Da 市町の場合、同市町内に所在する四国八十八箇所札所の寺及びその周辺地域でアライグマの目撃（被害）情報が寄せられたことから、危機意識を持ってアライグマの捕獲対策に乗り出しているものの、今後、実際に捕獲された場合、捕獲場所から運搬できないことが課題として残っている。同市町担当者（農林水産課職員）は、生息情報が確実になり、本格的に捕獲を実施するようになれば、従事者を確保でき、運搬も可能となる防除の確認を受けることを検討したいとしている。

(注) 当局の調査結果による。

### 資料3-②実地調査した市町におけるアライグマ・ヌートリア防除実施計画の内容とその適合状況

区分	市町	種類	① 可能な限り、詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除を行う。	② 合意形成を図るため、事前に関係地域住民等への周知を図り、防除を実施していることを証する書類の携帯をする。		③ 捕獲猶具である箱わなに基づく防除のための捕獲である旨を記した標識を装着する。	④ 捕獲個体を殺処分する場合は、できるかぎり苦痛を与えない方法により処分する。		⑤ 生息状況及び被害状況のモニタリングを行う。
				適合有無	適合有無		適合有無	説明	
香川県	Ea 市町	アライグマ ヌートリア	○	○	—	○	○	—	○
	Eb 市町	同上	○	○	—	○	×	二酸化炭素による殺処分器1台保有するも活用不十分	○
	Ec 市町	同上	○	×	生体移動を伴った殺処分を行う従事者に従事者証を付与していない。	○	○	—	○
	Ed 市町	同上	○	○	—	○	○	—	○
	Ee 市町	同上	○	○	—	○	○	—	○
	Ef 市町	同上	○	○	—	○	○	—	○
	Eg 市町	同上	○	○	—	○	○	—	○
	Eh 市町	同上	○	○	—	○	○	—	○
徳島県	(実績なし)								

(注) 当局の調査結果による。

## 資料3-③

## 中国四国地方環境事務所におけるアライグマ防除モデル事業

中国四国地方環境事務所は、四国地域におけるアライグマ防除モデル事業を、下表のとおり平成21年度から23年度までの3年間（事業費2,400万円）実施。

**表 四国地域におけるアライグマ防除モデル事業の概要** (単位:百万円)

年度	事業概要	事業費
平成21	防除試験やモニタリングを地域参加型で実施し、防除とモニタリングに関する情報と技術の紹介、防除の必要性と参加意識を高めるための啓発活動を実施	8
22		8
23	四国地域におけるアライグマ対策を推進するため、アライグマの生息状況等をもとに各地域を指標化し、それに応じた防除方法等を検討するとともに、普及啓発の強化や地域住民による防除活動の実践等を通じ、各地域におけるアライグマの防除体制構築の支援を実施	8
計		24

(注) 四国地域におけるアライグマ防除モデル事業報告書（平成21年度から23年度まで）及び中国四国地方環境事務所の提出資料による。

中国四国地方環境事務所は、3年間の本事業を踏まえて、「行政担当者のためのアライグマ防除体制の手引き」を作成し、平成23年度の事業報告書に添付している。

(注) 当局の調査結果による。

**「行政担当者のためのアライグマ防除体制構築の手引」入手状況及び入手希望の状況**

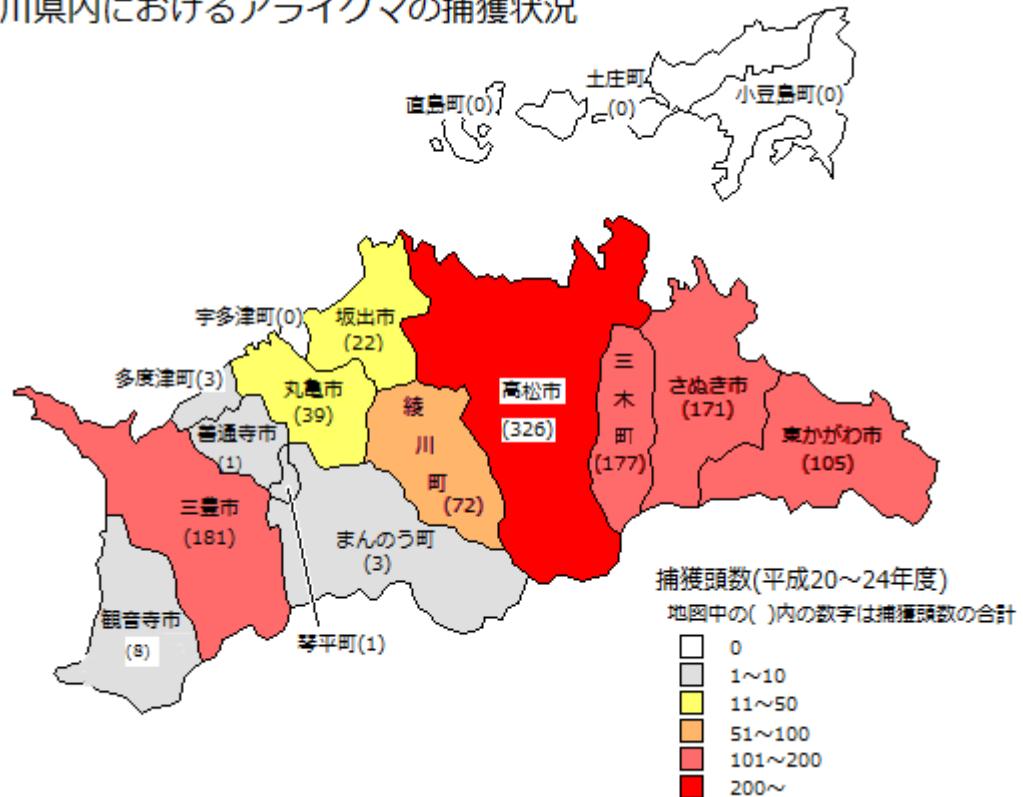
県名	市町名	入手の有無	入手希望	評価、希望理由	備考
香川県	Ea 市町	○	—	分かりやすく、職員の認識向上、住民からの相談に役立つ	モデル事業に参加
	Eb 市町	×	あり		
	Ec 市町	×	あり	後任者への引継ぎ、市民への説明に役立つ	モデル事業に参加
	Ed 市町	×	あり	具体的な対策を行う上で参考したい	
	Ee 市町	×	あり (現担当者の記憶)	担当職員の知識向上、住民への説明に有用	モデル事業に参加
	Ef 市町	×	なし (ヌートリアについての希望)	・アライグマの被害ないため(ヌートリアについては防除技術の確立に関する資料を得たい)	
	Eg 市町	○	—	住民への周知、対応のための知識源として有用	モデル事業に参加
	Ei 市町	×	あり	アライグマの基礎知識等を得るのに有用	
徳島県	Eh 市町	×	あり	市町職員の知識向上、住民からの相談への対応に有用	
	Da 市町	×	あり	市町職員の意識向上、捕獲班員への説明に有用	
	Db 市町	×	なし	有害鳥獣捕獲許可で対応可能であるため	
	計	11 市町	○2 ×9	希望あり7 希望なし2	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「入手の有無」欄の○印は入手済み、×印は未入手を示す。

資料3 - ④

香川県内におけるアライグマの捕獲状況



市町別アライグマ捕獲頭数の推移

市町別	平成 20 年度	21	22	23	24	計
高松市	24	15	127	71	89	326
丸亀市	0	3	28	1	7	39
坂出市	0	0	10	4	8	22
善通寺市	0	0	1	0	0	1
觀音寺市	0	0	2	0	6	8
さぬき市	12	48	57	18	36	171
東かがわ市	13	7	20	36	29	105
三豊市	2	7	60	50	62	181
土庄町	0	0	0	0	0	0
小豆島町	0	0	0	0	0	0
三木町	13	16	73	29	46	177
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	0	0	0	0	0	0
綾川町	0	5	16	37	14	72
琴平町	0	0	0	1	0	1
多度津町	0	0	0	0	3	3
まんのう町	0	0	0	1	2	3
市町別不明（狩猟）	0	0	8	0	7	15
合 計	64	101	402	248	309	1,124

## 資料4-①-i

## 調査対象とした2県におけるセアカゴケグモの発見例

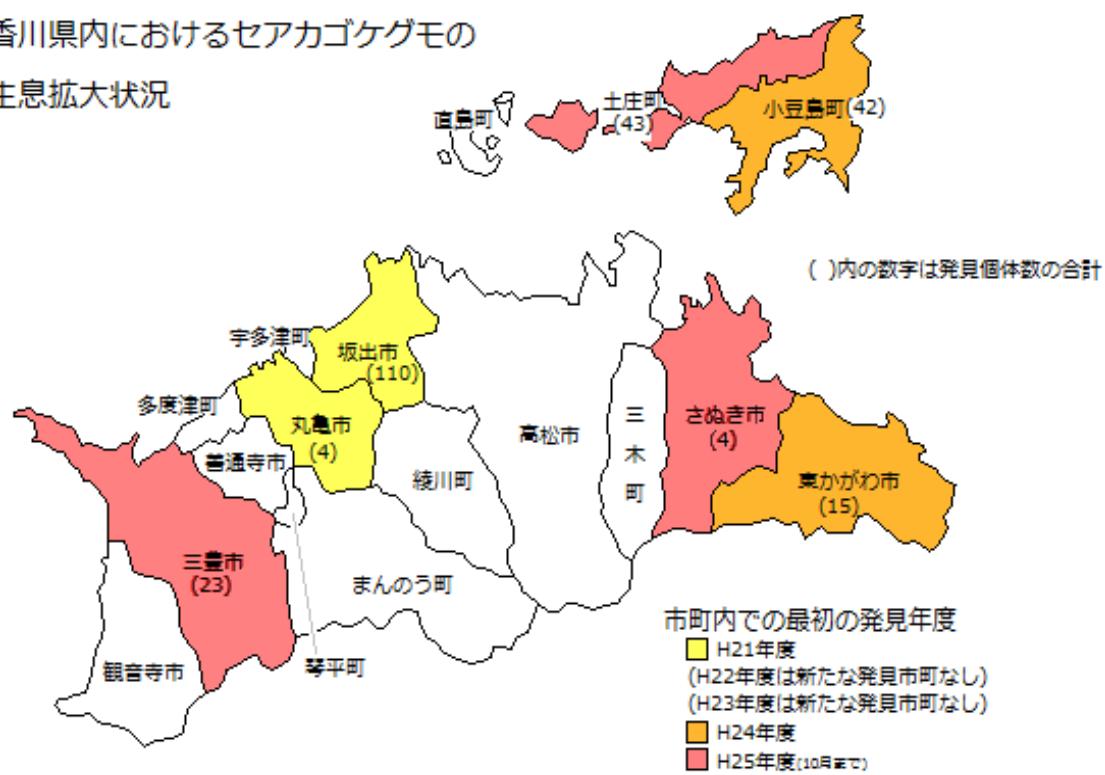
県	連番	市町	地 点	発見者等	確認数	発見年月日
香川県	1	坂出市	番の州緑町・事業所	従業員	4個体	H21.9.25
	2		"	従業員	2個体	H21.9.29
	3	丸亀市	蓬莱町・事業所	従業員	1個体	H21.1228
	4	坂出市	沙弥島・美術館	美術館職員	2個体	H23.11.1
	5		番の州緑町・公園	県職員	1個体	H23.11.2
	6		番の州緑町・市道	市民	2個体	H24.9.1
	7		"	作業員	10個体	H24.9.3
	8		番の州緑町・事業所	従業員	5個体	H24.9.4
	9		"	従業員	40個体	H24.9.5
	10		番の州緑町・記念館	館職員	20個体	H24.9.6
	11	小豆島町	農業用のビニールハウス	住民・県職員	30個体以上、卵のう	H24.9.10
	12		西村・海岸近くの階段周辺	住民・町職員	11個体、卵のう	H24.9.22
	13	東かがわ市	中筋・市内幼稚園	保護者	1個体	H24.10.10
	14		市内幼稚園及周辺	市職員	13個体	"
	15	坂出市	瀬居町・神社	小学生	1個体	H24.10.23
	16		"	県職員	1個体、卵のう1個	H24.10.24
	17		番の州町・事業所	従業員	1個体、卵のう5個	H25.5.15
	18	さぬき市	寒川町・市内小学校プール	児童	1個体	H25.5.30
	19		志度・団地	市職員	3個体、卵のう3個	H25.6.10
	20	小豆島町	一	住民	1個体	H25.6.20
	21	坂出市	番の州町・県道	住民	3個体	H25.8.7
	22		"	市・県職員	18個体、卵のう3個	"
	23	土庄町	豊島家浦・墓地	住民	1個体	H25.8.15
	24	"		県職員	42個体、卵のう16個	H25.8.16
	25	東かがわ市	馬篠・温泉	利用客	1個体	H25.8.21
	26	三豊市	高瀬町・商店	店員	1個体	H25.9.13
	27		"	県・市職員	22個体、卵のう60個	"
	28	丸亀市	中津町・工場敷地内	従業員	2個体	H25.10.9
	29		昭和町・工場敷地内	従業員	1個体、卵のう1個	"
徳島県	1	鳴門市	里浦町里浦・大手海岸	県職員ら	25個体、卵のう5個	H22.7.30
	2		"	県職員	13個体、卵のう15個	H22.7.31
	3		"	県職員	5個体	H22.8.2
	4		"	県職員	57個体、卵のう41個	H22.8.6
	5		"	県職員	59個体、卵のう60個	H22.8.27
	6		"	県職員	118個体、卵のう50個	H22.10.1
	7		"	県職員	47個体、卵のう11個	H22.11.11
	8		"	県職員	14個体、卵のう9個	H23.6.15
	9		本四高速道路 鳴門管理センター	社員	1個体	H23.6.21
	10		"	県職員	2個体、卵のう10数個	H23.6.22
	11		大手海岸	県職員	2個体、卵のう4個	H23.6.29
	12		"	県職員	25個体、卵のう2個	H23.8.31
	13		"	県職員	2個体	H24.8.3
	14		"	県職員	8個体、卵のう5個	H24.9.21
	15		"	県職員	2個体	H25.4.10
	16		"	県職員	1個体	H25.5.17
	17		"	県職員	1個体	H25.8.16
	18	徳島市	市内小学校	児童	1個体	H25.9.10
	19	鳴門市	大手海岸堤防内側	住民	1個体	H25.9.17
	20		"	専門家・県等	15個体、卵のう18個	H25.9.19
	21		大手海岸	県・市職員	213個体、卵のう229個	H25.9.20
	22	阿南市	橋町・事業所A	社員	1個体	"
	23		橋町・事業所B	県職員	1個体	H25.9.27
	24	鳴門市	大手海岸	県職員	3個体、4卵のう	"
	25		大手海岸堤防内側	県職員等	107個体、186卵のう	"
	26		"	県職員	4個体、3卵のう	H25.10.4
	27		"	県職員	3個体、12卵のう	H25.10.7
	28		大手海岸	県職員	1個体	H25.10.22

(再掲)

区分 県別	平成21年度		22		23		24		25(10月まで)		計	
	個体	卵のう	個体	卵のう	個体	卵のう	個体	卵のう	個体	卵のう	個体	卵のう
香川県	7	0	0	0	3	0	134	3	97	88	241	91
徳島県	0	0	324	182	44	25	10	5	354	452	732	664

(注) 当局の調査結果による。

香川県内におけるセアカゴケグモの  
生息拡大状況



市町別個体発見数の推移

	H21 年度	22	23	24	25	計
坂出市	6	0	3	79	22	110
丸亀市	1	0	0	0	3	4
小豆島町				41	1	42
東かがわ市				14	1	15
さぬき市					4	4
土庄町					43	43
三豊市					23	23
計	7	0	3	134	97	241

(注) 平成 25 年度は 10 月までの集計。

**資料4-② 調査対象とした2県において、平成24年度以降に発見されたセアカケグモの事例（平成25年8月末まで）と中国四国地方環境事務所による対応状況**

区分	発見された市町村数	延べ発見回数	発見時における中国四国地方環境事務所による対応状況 (左欄の内数)				
			① 県・市町からの通報受理	② 現地確認	③ セアカゴケグモの同定	④ H P等による注意喚起	⑤ 対処法指導
香川県	6	21	9	0	0	0	0
徳島県	1	1	0	0	0	0	0

(注) 1 当局の調査結果による。

2 四国地方では、本表の調査対象2県以外にも、愛媛県及び高知県においてもセアカゴケグモの生息が確認されている。

資料4-③-i

香川県内及び徳島県内の25市町におけるセアカゴケグモに係る住民への周知状況

【香川県】

市町名	生息確認の有無	住民への周知の状況					
		ホームページに掲載	電子データで関係機関に送付	チラシの作成・配布	広報紙に掲載	その他	住民への未周知理由
E a 市町		○(24.4~)					
E b 市町	有	○(25.10~)	○(21に支所宛)		○(22.2)		
E j 市町	有	○(21.10~)					
E k 市町					○(24.12)		
[E l 市町]							【市町内で未確認のため】
E c 市町	有	○		○	○(25.2)		
E d 市町	有	○(現在は削除)		○(※)		公共施設、発生場所の自治会にチラシを配布	(※)15,000枚、広報紙と一緒に配布(全戸配布)。
E e 市町	有	○(25.10~)			○(25.10)		
E f 市町	有				○(25.9)	防災無線(3日間、計5回)	
E m 市町	有	○(24.9~)	○	○(全戸)	○(24.9,25.6)	各庁舎にチラシを配備	
[E n 市町]							【市町内で未確認のため】
E o 市町		○		○			
[E p 市町]							【市町内で未確認のため】
E g 市町				△(※)			(※)県からの電子データを100部程度印刷し、各公民館等に配置
[E i 市町]							【墓地等調査の結果、生息未確認】
E q 市町				△(※)			(※)環境課受付に県の電子データを印刷し、配備
[E h 市町]							【市町内で目撃例がないため】

【徳島県】

市町名	生息確認の有無	住民への周知の状況					
		ホームページに掲載	電子データで関係機関に送付	チラシの作成・配布	広報紙に掲載	その他	住民への未周知理由
D a 市町	有	○(25.10~)				発見場所に注意板を設置	
D b 市町	有	○(25.9~)			○(H23.7)		
D c 市町		△(県HPへリンク)					
[D d 市町]							【市町内で未確認のため】
[D e 市町]							【市町内で未確認のため】
[D f 市町]							【セアカゴケグモの知識がなく、周知方法もわからない】
D g 市町		○(25.9~)				ケーブルテレビで放送(文字放送)	
D h 市町				○(※)			(※)5,000枚(全戸配布)、広報紙と一緒に配布

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「市町名」欄の□は、住民への周知を行っていない市町を示す。

資料4-③-ii 広報紙への掲載例

○○町(H25.9月号)

**セアカゴケグモにご注意を!!**

で、外来種の毒グモ「セアカゴケグモ」のメス39匹、オス4匹、卵のう16個が発見されました。「セアカゴケグモ」は、攻撃性もなくおとなしいクモですが、毒を持っていますので、見つけても絶対に素手で捕まえないようにしてください。

**セアカゴケグモとは**

成体のメスは約10~15mmで、全体的に黒色または濃い褐色です。特に腹部の背の部分に赤色の帯状の模様があるのが特徴です。

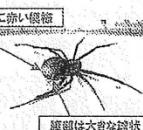
成体のオスは約3~5mmで、腹部の背の部分に白い斑紋があります。咬むのは主にメスで、オスによる咬傷事例は無いと言われています。

咬まれると針で刺されたような痛みを感じ、その後、咬まれたまわりが腫れ、熱くなり、時間の経過とともに全身に広がります。悪化すると、四肢の痛みや腹痛、けいれんなどが現れることもありますので、病院で治療を受けることが必要です。

**生息場所(例)**

- ・花壇まわりのブロックのくぼみや穴
- ・排水溝の側面やふた(グレーチング)の裏側
- ・クーラーの室外機や自動販売機との壁のすきま

**連絡・問い合わせ先**



○○市(H22.2月号)

**セアカゴケグモにご注意**

セアカゴケグモは熱帯原産の特定外来生物で、おとなしいクモですが、毒を持っています。見つけても、絶対に素手で捕まえないでください。

なお、市販のスプレー式殺虫剤などで駆除できます。

○○市(H23.7月号)

**毒性を持つ特定外来生物の「セアカゴケグモ」に注意!**

先月[REDACTED]隣接する[REDACTED]の敷地内で毒性を持つ特定外来生物の「セアカゴケグモ」が確認されました。見つけても決して触らないようにしてください。セアカゴケグモは、メスのみが毒を持っており、かまれた場合でも死亡することはありませんが、かまれた場所の疼痛や感熱程度の症状があ

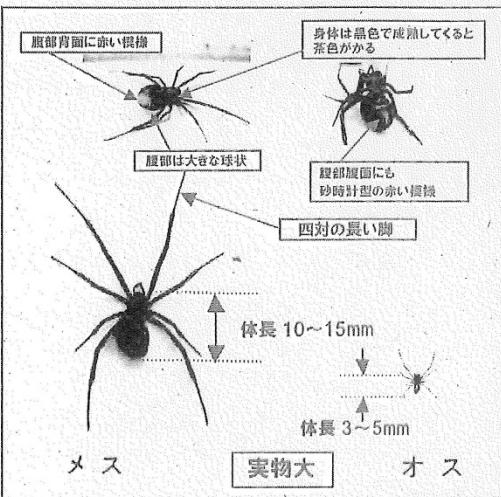
○○市(H25.2月号)

**「セアカゴケグモ」にご注意!**

特定外来生物に指定されている毒グモ「セアカゴケグモ」が、[REDACTED]近隣市町で発見されています。

この「セアカゴケグモ」はオーストラリアが原産で、メスは体長約10~15mm、黒または濃い褐色で、腹部背面の赤い帯状の模様が特徴であり、オスは約3~5mmで、同じく白のまだら模様があります。このうち、毒を有するのはメスで、かまれた場合、針に刺されたような痛みに続いて、全身症状が表れることがあります。

花壇や植木鉢の周囲、温室、壁や石の隙間など日当たりがよく暖かくて餌の豊富な場所を好みます。万一、発見した場合には、市販の殺虫剤で簡単に駆除できますので、決して素手で触らないでください。



り、重症化する場合があります。もし、かまれてしまった時は、かまれた場所を水で洗って清潔にし、医療機関に相談をしてください。

「セアカゴケグモ」メスの特徴：体長は、約1cmで、全身はとんどの光沢のある黒色で、細長い脚と腹部の背中側の中央に赤～オレンジ色(中には黄色)の帯が目立ちます。腹部の腹面には砂時計型の斑紋を有します。

**資料4-④ ホームページによるセアカゴケグモに係る注意喚起情報について先進的な取組を行っている福岡県a市町と香川県及び徳島県との比較**

福岡県a市町のホームページ(HP)で掲載の項目等		香川県のHP	徳島県のHP
1	写真又はイラスト	○	○
2	発見状況等(概要)	○	○
3	特徴	○	○
	症状	○	○
	生息場所	○	○
	習性	○	○
	防除方法	○	○
	ゴケグモ類にかまれたときの処置	○	○
4	セアカゴケグモの抗毒素血清を配備している医療機関(連絡先)について	×	×
5	ゴケグモ類Q&A	×	△(一部)
6	福岡県a市町セアカゴケグモ対策基本方針(セアカゴケグモ対策行動計画)	×	×
7	駆除方法など(動画)	×	×
8	ゴケグモ類発見状況マップ(校区単位)	×	×
9	駆除状況等(月別駆除件数、考察等)	○	○
10	咬傷事故発生状況	事例なし	事例なし
11	行政機関の連絡先(問い合わせ先)	○	○

(注) 当局の調査結果による。

**資料4-⑤ セアカゴケグモに係る国(環境事務所)に対する意見・要望  
(生息が確認された市町)**

市町名	意見・要望等
E b市町	複数回生息を確認した市町では血清配備箇所がいくつかあってもいいのではないか。
E j市町	今後囁まれて重症化する患者も出てくると考えられるので、血清の配備箇所の情報があればありがたい。
E c市町	県内1か所ではなくて、複数箇所にあれば心強い。
E d市町	どこに配備されているのか情報があればいただきたい。 医師会が承知しているのではないかと思うが…
E e市町	当市から高松までは距離があるため、西讃のほうにもあったほうがいいと思う。
E f市町	助成金や一部負担といった公費で買えるようにしたほうがいいのではないか。
E m市町	離島であり複数件の発見例があるので、できれば島内にも配備してほしい。
D a市町	血清の配備情報については絶対に必要とも言えない。 但し、各県に1か所ぐらいあったほうがいいのではないか。 その際、血清の補助金もあればなおよい。
D b市町	血清導入の例があれば教えてほしい。

(注) 当局の調査結果による。

資料 5

国道に生育するオオキンケイギク

事例 1 国道 11 号 (E d 市町、平成 25 年 6 月当局撮影)

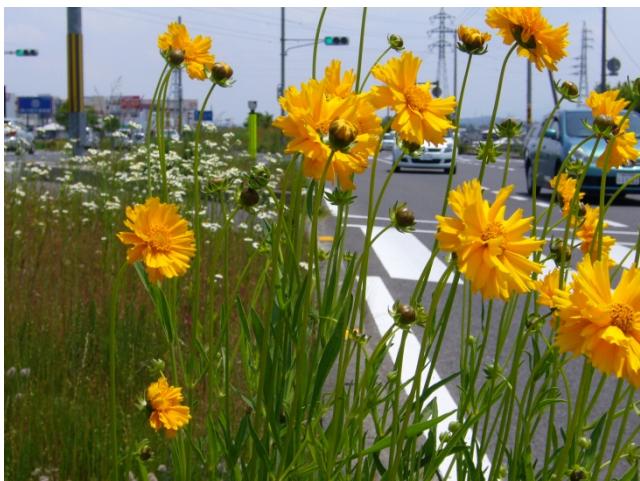


○囲い：生育するオオキンケイギク

事例 2 国道 11 号 (E c 市町、平成 25 年 6 月当局撮影)



事例 3 国道 32 号 (E g 市町、平成 25 年 5 月当局撮影)



資料 6 池に繁茂するナガエツルノゲイトウ

写真 1 (平成 25 年 8 月当局撮影)



○囲い：ナガエツルノゲイトウ

写真 2 (平成 25 年 8 月当局撮影)



拡大写真

- 平成 23 年 10 月 香川県から、E d 市町に連絡  
平成 23 年 10 月 E d 市町が、県を通じ中国四国地方環境事務所高松事務所に同定依頼  
平成 24 年 3 月頃 ナガエツルノゲイトウの確認（同定）  
平成 24 年 5 月 E d 市町が単独で緊急防除  
平成 24 年 10 月 防除の確認  
平成 24 年 11 月末 防除  
25 年 8 月に当局が現地を確認（上記写真）

## 資料7-① セイヨウオオマルハナバチの飼養等の許可者に対する現地調査結果

(単位:件、施設)

区分	飼養等の許可件数 (H25.7末有効分)	うち抽出調査件数	特定飼養等施設の管理等が不適切なもの					計
			① 施設の天窓、側窓等の施設開口部にネットは展張されているが、不完全な展張が行われていたり、当該ネットや施設の一部に破損箇所がみられるもの	② 施設の外部との出入口の戸が二重以上になっていないもの	③ マルハナバチが逸出可能な構造の給排水施設にネットの展張等の措置が講じられないもの	④ 飼養等の開始後に施設前に許可証のコピーを掲出する等の識別措置が講じられていないもの	⑤ 識別措置は行っているが当該措置内容を中国四国地方環境事務所に届け出していないもの	
香川県	139	5 (5)	1 (1)	1 (1)	0 (—)	0 (—)	0 (—)	2 (2)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の「計」欄は、①から⑤の管理等が不適切なものが確認された許可案件又は施設の実数を示す。

3 表中の( )は、特定飼養等施設数(ハウス)の施設数を示す。

- ① 施設開口部にネットは展張されているが、不完全な展張が行われていたり、施設の一部に破損箇所がみられるもの(同一施設)



ビニールの破損



不完全な展張

- ② 施設の外部との出入口の戸が二重以上になっていないもの

(出入り口(扉)が二重になっており、外側の扉にネットが展張されていない。下記写真は、内側の扉の横の隙間でそこから外側の扉側にハチが逸出のおそれがある。)



内側の扉の横にある隙間  
(約 20 cm幅×2m)

資料7-② セイヨウオオマルハナバチ以外の特定外来生物の飼養等の許可者に対する現地調査結果

(単位:件、施設)

区分	飼養等の許可件数(H25.7末有効分)	うち抽出調査案件	特定飼養等施設の管理等が不適切なもの				計
			① 飼養等に係る特定外来生物に識別措置を行っていないもの	② 識別措置は行っているが、当該措置内容を届け出っていないもの	③ 飼養等に係る特定外来生物の数量に変更があったにもかかわらず、数量由来等を届け出いないもの	④ 特定飼養等施設の基準の細目告示に定められた施設基準(特定外来生物の体が触れない場所に施錠施設を設置)に適合していないもの	
香川県	26	① アカゲザル (0)	0	0	1	0	1
		② アライグマ (0)	0	0	1	0	1
		③ カミツキガメ (0)	0	0	1	0	1
		④ アカゲザル (1)	1	1	1	1	4
		⑤ アライグマ (1)	1	1	1	1	4
		⑥ ヌートリア (0)	1	1	1	0	3
		⑦ カニクイザル (1)	0	0	0	0	0
		⑧ カニクイザル (1)	0	0	0	0	0
		⑨ アルゼンチンアリ (1)	0	1	0	0	1
		⑩ オオクチバヌ (0)	0	0	0	0	0
		⑪ カミツキガメ (1)	0	0	0	0	0
		⑫ ブルーギル (1)	0	0	0	0	0
		⑬ ブルーギル (0)	0	1	0	0	1
		⑭ ナガエツルノケイトイ (0)	0	1	1	0	2
		⑮ アレチウリ (0)	0	1	1	0	2
		⑯ オオカワヅシヤ (0)	0	1	1	0	2
		⑰ カダヤシ (0)	0	1	1	0	2
計		17 (7)	3	9	10	2	24 (2)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の( )は、特定飼養等施設数を示す。

○ アカゲザル (①、②、③、④に不適切)

○ アライグマ (①、②、③、④に不適切)



**資料7-③ 標準処理期間（1か月）を超過している飼養等の許可案件の遅延理由**

申請者	対象	処理日数（日）	環境事務所における遅延理由	許可申請者の支障の状況
E-①	ウシガエル	48	特に理由なし。審査の遅れ	「6~7月にかけて実施を予定している解剖学習に使うため、事前（2月）に申請したもの。早めに申請していたため、事務処理の遅れによる支障はまったくなかった。」（23.2.8申請）【校長】
E-②	オオクチバス	73	水産庁内の審査の遅れ	「H24.4.1に施設の指定管理者が変わったため、許可申請の出し直しをしたもの（許可申請者の変更。以前からの継続飼養）。あえて支障を言えば、許可証が届くまで、無許可飼養（展示）の状態となったことくらい。」（24.6.19許可申請）【館長】
	ブルーギル			※もともと許可申請自体が遅れていたもの

(注) 当局の調査結果による。